

函館市介護保険料徴収猶予実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市介護保険条例（平成12年函館市条例第21号。以下「条例」という。）第11条の規定による保険料の徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第11条第2項の規定による申請書は、別記第1号様式により、徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(適用条件)

第3条 徴収猶予の適用条件は別表に定めるとおりとする。

(通知)

第4条 市長は、第2条に定める申請書を受理し、保険料の徴収猶予の可否を決定したときは、その旨を別記第2号様式または別記第3号様式により、納付義務者に対し速やかに通知するものとする。

(猶予額の変更)

第5条 市長は、前条の規定により徴収猶予の承認を受けた被保険者の保険料賦課根拠に変更が生じた場合には、原則として納付義務者の意見を聞き、納付計画を変更するものとする。この場合、市長は納付義務者に対し変更後の納入通知書を交付するものとする。

(徴収猶予の取消)

第6条 市長は、条例第11条第1項の規定により、保険料の徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該徴収猶予を取り消し、当該保険料を一時に徴収できる。

(1) 偽りその他不正の行為により保険料の徴収を猶予されたとき

(2) 徴収猶予の決定を受けた被保険者の財産の状況、その他事情の変化により徴収猶予をする必要がなくなると認められるとき

2 市長は、徴収猶予を取り消した場合は、別記第4号様式により納付義務者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。

別表（第3条関係）

| 徴収猶予の事由 | 徴収猶予の適用条件 |
|---|---|
| <p>条例第11条第1項第1号に該当する場合（震災，風水害，火災等による住宅，家財その他の財産の損害）</p> | <p>災害により資産の減少（保険金または損害賠償金等により補填される金額を除く。）があった者で10分の3以上の資産の減少があった者</p> |
| <p>条例第11条第1項第2号に該当する場合（死亡，病気等による世帯収入の著しい減少）</p> | <p>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年の見込所得が，前年に比べて10分の3以上減少した者</p> |
| <p>条例第11条第1項第3号に該当する場合（失業，廃業等による世帯収入の著しい減少）</p> | <p>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年の見込み所得が，前年に比べて10分の3以上減少した者</p> |
| <p>条例第11条第1項第4号に該当する場合（干ばつ，冷害，凍霜害等による農作物の不作および不漁等による世帯収入の著しい減少）</p> | <p>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年の見込み所得が，前年に比べて10分の3以上減少した者</p> |

介護保険料徴収猶予申請書

年 月 日

（宛先） 函館市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号
被保険者との関係

函館市介護保険条例第11条第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

| | | | | | | | | |
|----------------|------|--------------------|-----|--------|--------|---------|-----|----|
| 被保険者番号 | | | | | | | | |
| 個人番号 | | | | | | | | |
| 被保険者住所 | | | | | | | | |
| 被保険者氏名 | | | | | | | | |
| 主たる生計維持者氏名 | | | | | | | | |
| 徴収猶予を受けようとする金額 | 賦課年度 | 相当年度 | 期 | 未納額(円) | 延滞金(円) | 合計金額(円) | 納期限 | 備考 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | |
| 徴収猶予を受けようとする期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで 月間 | | | | | | |
| 徴収猶予を受けようとする理由 | | | | | | | | |
| 担 保 | | | | | | | | |
| 納付計画 | 年月日 | 納付額(円) | 年月日 | 納付額(円) | 年月日 | 納付額(円) | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

函館市長

| 徴収猶予許可通知書 | |
|---|---------------------|
| <p style="text-align: center;">_____</p> <p>下記のとおり徴収猶予をしたので通知します。</p> | |
| 被 保 険 者 | |
| 猶 予 金 額 | ※明細については、別紙滞納明細のとおり |
| | 合 計 （法律による金額） |
| | 滞納処分費（法律による金額） |
| 猶予期間 | |
| 該当条項 | |
| 担保 | |
| 申請日 | |
| 猶予事由 | |
| 備 考 | |

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道介護保険審査会（060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話：011-231-4111）に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（訴訟において函館市を代表する者は函館市長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

| | |
|---------|--|
| （お問合せ先） | |
|---------|--|

函館市長

| 徴収猶予不許可通知書 | | | | | |
|---|--|---------------|--|----------------|--|
| <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり徴収猶予を許可しないこととしたので通知します。</p> | | | | | |
| 被 保 険 者 | | | | | |
| 猶 予 金 額 | ※明細については、別紙滞納明細のとおり | | | | |
| | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">合 計 （法律による金額）</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">滞納処分費（法律による金額）</td> <td></td> </tr> </table> | 合 計 （法律による金額） | | 滞納処分費（法律による金額） | |
| 合 計 （法律による金額） | | | | | |
| 滞納処分費（法律による金額） | | | | | |
| 猶 予 期 間 | | | | | |
| 申 請 日 | | | | | |
| 不 許 可 事 由 | | | | | |
| 備 考 | | | | | |

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道介護保険審査会（060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話：011-231-4111）に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（訴訟において函館市を代表する者は函館市長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

| | |
|---------|--|
| （お問合せ先） | |
|---------|--|

函館市長

| 徴収猶予取消通知書 | |
|--|---------------------|
| <p style="text-align: center;">_____</p> <p>下記のとおり徴収猶予を取り消したので通知します。</p> | |
| 被 保 険 者 | |
| 猶 予 金 額 | ※明細については、別紙滞納明細のとおり |
| | 合 計 （法律による金額） |
| | 滞納処分費（法律による金額） |
| 猶予期間 | |
| 猶予決定日 | |
| 取消事由 | |
| 取消年月日 | |
| 備 考 | |

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道介護保険審査会（060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話：011-231-4111）に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（訴訟において函館市を代表する者は函館市長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

| | |
|---------|--|
| （お問合せ先） | |
|---------|--|